地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年3月27日

岐阜県監査委員 林 幸 広 岐阜県監査委員 国 枝 慎太郎 岐阜県監査委員 鈴 土 靖 岐阜県監査委員 長 縄 直 子 岐阜県監査委員 南 圭 一

1 令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件)

			監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区 分					講じたもの*	
			A	В	С	A-B-C
団体	指摘事項	出資・出捐団体	0	_	_	_
		補助金等交付団体	3	0	0	3
		指定管理者	0	_	_	_
	計		3	0	0	3
	指導事項	出資・出捐団体	10	0	1	9
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指定管理者	1	0	0	1
	計		12	0	1	11
	検討事項	出資·出捐団体	0	_	_	_
		補助金等交付団体	0	_	_	
		指定管理者	0	_	-	_
	計		0	_	_	_
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	_	_	_
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	0	_	_	_
	計		1	0	0	1
	指導事項	出資・出捐団体	0	_	_	
		補助金等交付団体	2	0	0	2
		指 定 管 理 者	0	_	_	_
	計		2	0	0	2
	検討事項	出資・出捐団体	0	_	_	_
		補助金等交付団体	0	_	_	_
		指 定 管 理 者	0	_	_	_
計			0	_	_	_
合 計			18	0	1	17

^{※「}今回措置を講じたもの」については、令和5年3月15日に知事から通知があったもの

・指摘事項:是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

・指導事項:是正又は改善を求める事項

・検討事項:所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

⁽注) 監査結果の区分については、次のとおり。

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1)団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
社会福祉法人	健康福祉政	令和3年度の決算において、退	指導事項について当該法人に
岐阜県福祉事業団	策課	職給付引当金に係る期末所要額	対応を求めたところ、以下のとお
		を計上するに当たり、当該金額の	り報告を受け、確認した。
		入力を誤ったことにより、退職給	
		付引当金が 18,000 円過少に計上	決算書のうち退職給付引当金
		されていたので、今後は適正に処	に係る表記に誤りが生じたこと
		理されたい。	について、令和4年度決算時は修
			正するとともに、今後は、複数職
			員による確認を徹底し再発防止
			に努める。